

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年11月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	須崎市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.susaki.lg.jp/life/list.php?hdnSKBN=C&amp;hdnZoku=1070&amp;hduJPN=%C6%FC%CB%DC%B8%EC">https://www.city.susaki.lg.jp/life/list.php?hdnSKBN=C&amp;hdnZoku=1070&amp;hduJPN=%C6%FC%CB%DC%B8%EC</a>

執行機関名 須崎市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	須崎市営借上住宅の設置及び管理条例(平成9年須崎市条例第4号)による借上住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		須崎市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の条例別表第一第四の項 須崎市営借上住宅の設置及び管理条例(平成9年須崎市条例第4号)による借上住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第1条	須崎市営借上住宅の設置及び管理条例(平成9年須崎市条例第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃借し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第一条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244の2の規定に基づき、須崎市営借上住宅(以下「借上住宅」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		須崎市営借上住宅の設置及び管理条例(平成9年須崎市条例第4号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	須崎市営借上住宅の設置及び管理条例(平成9年須崎市条例第4号)第1条
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	須崎市営借上住宅の設置及び管理条例(平成9年須崎市条例第4号)第6条に規定する使用の申込みに関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	須崎市営借上住宅の設置及び管理条例(平成9年須崎市条例第4号)第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申込みを行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ニ	須崎市営借上住宅の設置及び管理条例(平成9年須崎市条例第4号)第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申込みを行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報